

国立大学法人奈良教育大学名誉教授に関する規則

平成16年4月1日

制 定

改正 平成19年3月23日規則第37号

改正 平成29年1月19日規則第6号

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)第106条の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学名誉教授の称号については、この規則の定めるところにより授与する。

(基準)

第2条 国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)の教授で、大学専任教授として20年以上(うち10年以上本学の専任教授(学長を含む。)であること。)勤務し、教育上又は学術上功績があつた者に対し、教育研究評議会の選考を経て、名誉教授の称号を授与する。ただし、次の各号により換算した年数は、大学専任教授の勤務年数に通算する。

- (1) 大学准教授の勤務年数の3分の2
- (2) 大学専任講師の勤務年数の2分の1
- (3) 大学助教の勤務年数の3分の1
- (4) 学教法附則第10条の規定による諸学校の校長又は教授の勤務年数の3分の2

2 本学の教授で、教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者に対しては、前項の勤務年数にかかわらず、教育研究評議会の選考を経て、名誉教授の称号を授与することができる。

(学長)

第3条 本学の学長として功績が顕著であつた者に対し、教育研究評議会の選考を経て、名誉教授の称号を授与することができる。

(辞令書)

第4条 名誉教授には、別記様式の辞令書を交付する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 従前に授与された奈良教育大学名誉教授の称号については、この規則により授与されたものとみなし、称号は国立大学法人奈良教育大学名誉教授とする。

附 則 (平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第6号)

この規則は、平成29年1月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別記様式

辞  
令  
書

名誉教授第 号

氏 名

生 年 月 日

学校教育法第六十八条の三の規定に  
より国立大学法人奈良教育大学名誉  
教授の称号を授与する

年 月 日

国立大学法人奈良教育大学

法人印